	（略）	
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一〇〇
	（略）	
ふっ素及びその化合物（単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一二
	（略）	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	（略）	（略）
	酸化コバルト製造業	一二〇
	畜産農業	五〇〇
	ジルコニウム化合物製造業	六〇〇
	モリブデン化合物製造業	一四〇〇
	（略）	（略）
	貴金属製造・再生業	二八〇〇
備考（略）		

	（略）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一〇〇
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一〇〇
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一四〇
	（略）	（略）
ふっ素及びその化合物（単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	一二
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	（略）	（略）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	（略）	（略）
	酸化コバルト製造業	一六〇
	畜産農業	六〇〇
	ジルコニウム化合物製造業	七〇〇
	モリブデン化合物製造業	一五〇〇
	（略）	（略）
	貴金属製造・再生業	二九〇〇
備考（略）		

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。